

## 飼養衛生管理基準の制定と改正の経緯

- 平成 15 年 食料・農業・農村政策審議会消費安全分科会家畜衛生部会衛生管理小委員会  
→日頃からの畜産農家における飼養に係る衛生管理の徹底を、家畜の伝染性疾病の侵入防止及び発生予防措置の基礎とすることとした。
- 平成 16 年 飼養衛生管理基準の制定  
→畜舎等を清潔に保つこと、車両消毒、手指・靴の消毒、家畜の健康観察等、基本的な 10 項目を策定。
- 平成 22 年 国内で口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザが発生  
口蹄疫対策検証委員会等の専門家委員会  
→飼養衛生管理の更なる徹底が家畜の伝染性疾病の発生及びまん延を防ぐために重要であると指摘。
- 平成 23 年 飼養衛生管理基準の改正  
→衛生管理区域の設定、立入りの制限、埋却等の準備、通報ルールの作成等、大幅な拡充。併せて、農林水産大臣は、少なくとも 5 年ごとに基準の再検討を加え、必要があると認めるときはこれを改正することを規定。
- 平成 29 年 飼養衛生管理基準の改正  
→家畜の死体及び排せつ物を移動する場合の適切な措置、生肉が含まれる可能性がある食品循環資源の加熱処理確認、家畜の死体の保管場所への野生動物の侵入防止、基準の全項目を法第 12 条の 4 に基づく報告の対象とするよう、報告事項を追加。